

告 示

埼玉県告示第九百九十六号

測量計画機関である新座市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（新座市都市計画基本図修正）

三 作業地域

新座市全域

四 作業期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十九年三月三十一日まで